

「芸術」

日本において行うことができる活動内容等

収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（在留資格「興行」に係るものを除く。）
該当例としては、作曲家、画家、著述家など

提出資料

- 1 在留期間更新許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
- 2 パスポート及び外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
- 3 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料
 - (1) 公私の機関又は個人との契約に基づいて活動を行う場合
活動の内容、期間、地位及び報酬を証明する文書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - (2) 公私の機関又は個人との契約に基づかないで活動を行う場合
申請人が作成する具体的な活動の内容、期間及び行おうとする活動から生じる収入の見込額を記載した文書（適宜の様式で記載していただいてもかまいません。）・・・・・・・・ 適宜
- 4 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 各1通
* お住まいの区役所・市役所・役場から発行されるものです。
* 上記4については、1年間の総所得及び納税状況（税金を納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。
* また、上記4の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせください。

* 申請人とは、日本への在留を希望している外国人の方の事です。

* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

** 身分を証する文書（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・・・・・ 提示

* * 上記については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。

*****このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。*****

留意事項

- 1 在留期間更新許可申請に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページ（<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>）の「各種手続案内」をご覧ください。
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 3 この申請は、在留期限のおおむね2か月前から行うことができますので、余裕を持って申請をして下さい。